

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 242 号				
手続名	登記未了による設立認可の取消（共水連）	根拠条項	第 1 0 5 条第 4 項（第 6 6 条の 2 準用）				
処 分 基 準	<p>共水連の登記のめど、共水連が未成立のまま持続し不安定な状態となったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。</p>						
対応 区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課	目次	4 7